

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

令和 5 年 (ネ) 第 2 9 2 号 国家賠償請求控訴事件

控 訴 人 大江千束外

被控訴人 国

控訴人ら第3準備書面

—社会事実の変化について—

2 0 2 3 (令和 5) 年 1 0 月 6 日

東京高等裁判所第 2 部 c d 係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

本準備書面においては、性的指向や性自認や、同性間の婚姻制度に関して生じた直近の時期における社会事実の変化について、主張を行う。

記

第 1 世論調査

1 2023年2月の世論調査

- (1) 2023年2月11日～13日に行われた共同通信社による世論調査によると、同性婚を認める方がよいとの回答は64.0%であった(甲A第607号証)。同調査では、「認めない方がよい」は24.9%で賛成が大きく上回っているほか、特に若年層(30代以下)では実に81.3%が賛成している。また、高年層(60代以上)では賛成は51.4%であるがそれでも50%を越えている。

また同調査では、岸田文雄首相の同性婚導入に関する「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」との国会答弁については「適切でない」との答えが57.7%に上っている。

- (2) 2023年2月10日～12日に行われたNHKによる世論調査によると、男性どうし、女性どうしの結婚を法律で認めるかどうかについて「賛成」が54%であった(甲A第686号証)。同調査によると、与党支持層においても51%が「賛成」している。
- (3) NNN・読売新聞が2月17日～19日に行った世論調査では同性婚を法的に認めることに賛成が66%、毎日新聞が2月18日・19日に行った世論調査では同じく賛成が54%、朝日新聞が上記同日に行った世

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

論調査では同じく賛成が 72%、FNN/産経新聞社合同(後記)で上記同日に行った世論調査では同じく賛成が 71.0%に上るなどしている(甲A第687号証)。また既に主張したように朝日新聞の2月18~19日の世論調査では、同性婚を認めるべきとした人は全体の72%であった(甲A第587号証)。

(4) 既に主張したように2023年2月の産経・FNN合同世論調査では、同性婚を法律で認めることについては20代では91.4%が賛成であり、自民党支持層においても、60.3%が賛成である(甲A第560号証)。

(5) 2023年2月の日経新聞社世論調査では、同性婚を法的に認めることについて65%が「賛成」であった。また自民党支持層でも58%が「賛成」である(甲A第688号証)。

上記のとおりでありいずれにおいても、同性間の婚姻制度の導入については賛成とする回答が過半数を上回っている。

2 2023年5月の世論調査

2023年5月3日の憲法記念日にあわせて報道各社において行った世論調査には以下のようなものがあり、いずれも、同性間の婚姻に係る法的制度の導入に対し日本国民の多くが賛成であることを示している。

(1) JNNの世論調査によると、同性婚を法的に認めることについて63%が賛成し、反対派24%にとどまった(特に18歳以上30歳未満の女性は91%が賛成している。甲A第689号証)。

(2) NHKの世論調査では、性的マイノリティーの人権が守られていると思う割合が9%にとどまり、守られていないとする割合は42%に上った(甲A第690号証)。また同性同士の婚姻制度が法的に認められるべき

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

とする割合は全体で 44%に及んでおり、その理由として最も多く挙げられたのは、「家族に認められた行政サービスが受けられないなどの不利益が生じるから」(33%)であった。

(3) 共同通信社の世論調査(甲A第691号証)では、同性婚を認める方がよいとする割合は71%に上り、認めないほうがよいとする26%を大きく上回っている(賛成率は前回調査より7%アップ)。

3 国立社会保障・人口問題研究所による「第7回全国家庭動向調査」(2022年実施)によると、「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」への賛成割合は75.6%となり、2018年と比較して約6ポイント上昇した(甲A第692号証)。

4 このように、日本国内の世論において同性間の婚姻制度の導入を肯定的に受け止める者の割合の方が既に多数を占めていることは直近の各社世論調査の結果からしても自明である。

第2 地方自治体における取組み

1 パートナーシップ制度の導入

甲A第693号証の渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査にみられるとおり、2023年6月28日時点で、条例等でパートナーシップ制度を導入済みの自治体数は328自治体となり、これにより人口比率では70.9%相当(本年3月15日現在では67.5%。甲A第565号証)の人々が居住する自治体がパートナーシップ制度を導入したということになる。

このように同性パートナーシップ制度が極めて一般的なものとなってきたことから、甲A第694号証にあるように、職員の同性パートナーを職員

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

の扶養手当などについて配偶者と同等とみなして支給するための制度改正が東京都特別区において進められたり、甲A第695号証にあるように、災害時に水門の閉鎖などに従事して死亡した場合に支給される遺族への補償金について同性のパートナーも支給対象とする独自の取り組みが世田谷区でなされたりしている。

上記は、同性パートナーシップ制度利用者が、実態としては異性間の法律婚による夫婦と全く同じであるのに法的な保護が不合理にも欠落しているとの認識の下で行われる取組にほかならない。

2 ファミリーシップ制度等の導入

パートナーシップ制度を発展させて、同居する子どもも家族として認めるファミリーシップ制度も、導入自治体が拡大中である。甲A第696号証によれば、2023年4月1日までの時点で、ファミリーシップ導入自治体数は、43自治体に上っているとのことである。

また、甲A第595号証～597号証のとおり、臼杵市、新潟市、広島市といった地方自治体では、被害者死亡の場合の遺族見舞金の支給対象者に、パートナーシップ制度によりパートナーと認められた者が含まれるような制度が設けられている。

その他、兵庫県や愛知県で男性カップルが養育里親に認定されるなど(甲A第598号証、599号証)、同性パートナーを家族として取り扱うための取り組みも進められている。

3 同性間の婚姻制度の導入へ向けた意見書の決議

国会の立法不作為が継続中であることに鑑みて、各地方自治体において、同性間の婚姻制度の導入へ向けた議論が促進されることを求める意見書が決議されている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

中野区の意見書では、政府が同性間の婚姻について憲法 24 条において想定していない、現時点では検討していないため憲法に適合するか否かの検討も行っていないという見解を表明していることにつき、同性カップルが婚姻できないことで蒙る様々な不都合はパートナーシップ制度では解決できないこと、同性間の婚姻制度に対する理解が進んでいること等から、国会及び政府に対し、同性間の婚姻に関する議論を深めることが求められている(甲 A 第 697 号証)。

福岡市議会や豊前市議会でも、同様に同性婚法制化に関する議論を促進することを求める趣旨の意見書が決議されている(甲 A 第 698 号証、第 699 号証)。

こうした意見書は、同性パートナーシップ制度を自治体レベルで導入したもののやはり婚姻制度を国が導入するのでなければ同性カップルの不利益な状況は解決できないとの実際的な認識に基づいて決議されたものというべきであり、同性パートナーシップ制度の限界を示すものということもできよう。

第 3 企業団体等の取組み

- 1 「Business for Marriage equality」は、婚姻の平等に賛同する企業を可視化するための日本で活動する三つの非営利団体によるプロジェクトである。2023年8月21日時点で、431の企業・団体が婚姻の平等(同性婚の法制化)への賛同を表明しており、甲 A 第 700 号証から明らかとなり、日本を代表する企業を含む多数の企業団体が、同性間の婚姻の法制化に賛成している(なお、2023年3月6日の362企業・団体から更に増加している。甲 A 第 600 号証)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

2 2023年5月のG7広島サミットに向けて性的少数者の議題を議論し提言する市民組織「P r i d e (プライド) 7」が同年3月22日に発足した。同団体は、2023年3月30日に「P r i d e 7サミット2023」を開催し、甲A第701号証の「P r i d e 7コミュニケ」を採択、ここで、G7開催国政府に対し、差別禁止法、婚姻平等、生命と身体の自己決定、性別の自己決定などの国際人権基準に沿って、各自の SOGIESC (性的指向、性自認、身体的性、性表現) の状態にかかわらず、平等を保証する法律を制定することで、各国がその義務を果たし、リーダーシップを発揮すること等を求めた。

なお上記の後開催されたG7では、「G7広島首脳コミュニケ」(2023年5月20日採択)第42項において、「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」旨の記載がなされている(甲A第702号証)。

3 職場での性的マイノリティに関する取組については、その評価指標である「P R I D E 指標」とその認定企業が2016年から発表されている(甲A第703号証)。認定は、毎年行われており、ある年に認定されても、それはその年限りのものである。

2022年度においては、402社の企業・団体及び自治体からの応募があり、グループ全体によるグループ応募やグループホールディングス内複数社連名応募を含めると842社からの応募があったとのことであり、2021年度と比較して応募数は1.34倍(グループ・複数社連名応募含めると1.47倍)の増加であった(甲A第704号証)。同年度のゴールド認定は318社(グループ・複数社連名応募含むと合計701社)、うち

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

ベストプラクティスは神戸製鋼所、トヨタ自動車、PwC Japan グループ三者の取り組みが選ばれている。

シルバーやブロンズ認定の中にも同性パートナーがいる従業員向けの施策を実施している企業があると考えられ、また、「PRIDE 指標」の認定に応募をしていないが施策を行っている企業もあると思われることから、同性パートナーがいる従業員向けの施策を行っている企業は相当数にのぼるものと言える。

なお、「PRIDE 指標」では、2021年からの新しい取り組みとして、日本社会での性的少数者に関する理解促進や権利擁護において、企業や団体が果たす役割や存在感が増していることも視野に入れ、国・自治体・学術機関・NPO/NGOなどとの、セクターを超えた協働を推進する企業を評価する、「レインボー」認定を新設している(甲A第705号証)。応募の要件は、「PRIDE 指標」において「ゴールド」認定を獲得していることや、日本における性的少数者に関する法制度の実現に公に賛同表明していること等である。

4 2023年3月には、ジェンダー法学会において、性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律の制定と、婚姻平等の実現、法的性別変更要件の緩和を求めた理事会声明が発出されている(甲A第706号証)。

5 その他、保険金の受取人に同性パートナーを指定できるようにしたり、携帯電話の「家族割」に同性パートナーを選択できるようにしたり、社内の福利厚生を同性カップルにも適用するといった様々な取組が国内企業において行われてきたことも、立証してきたとおりである(甲A601号証～604号証の4)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

第 4 弁護士会

1 後記第 6. 1 記載の各地方裁判所判決や、広く報道された前内閣総理大臣秘書官による差別発言等(甲 A 第 5 5 3 号証の 1)を受け、日弁連、各地単位弁護士会及び弁護士会連合会でも、以下のように性的少数者の人権擁護や同性間の婚姻に係る法制度導入を求める見地から、多数の会長声明や宣言が発出されている。

(1) 2022年8月10日福岡県弁護士会会長声明(甲 A 第 7 0 7 号証)

同年6月20日の大阪地裁判決を受けてこれを批判しつつ、同性間の婚姻制度を直ちに整備することを求めるもの。

(2) 2022年11月11日四国弁護士会連合会宣言(甲 A 第 7 0 8 号証)

同性婚を法制化すること、また法令等における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の解釈において法律上の性別が同じ者を除外することなく法令等を平等に適用しその保護を図ること等を求めるもの。

(3) 2022年12月9日第二東京弁護士会会長声明(甲 A 第 7 0 9 号証)

同年11月30日の東京地裁判決を受けて、同性間の婚姻制度がない状態を改めるための立法に速やかに着手すること等を求めるもの。

(4) 2023年1月16日神奈川県弁護士会会長声明(甲 A 第 7 1 0 号証)

東京地裁判決を受けて、国会に対し、婚姻以外の別制度を新設するのではなく、婚姻制度に同性カップルを包摂する形での法改正を行うことを求めるもの。

(5) 2023年2月13日札幌弁護士会会長声明(甲 A 第 7 1 1 号証)

前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(6) 2023年2月16日日本弁護士連合会会長声明(甲 A 第 7 1 2 号証)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

上記(5)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(7) 2023年2月28日鹿児島県弁護士会会長声明 (甲A第713号証)

上記(5)、(6)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(8) 2023年3月2日千葉県弁護士会会長声明 (甲A第714号証)

東京地裁判決を受けて、同性カップルの婚姻を認めるための法整備を速やかに行うようもとめるもの。

(9) 2023年3月2日福岡県弁護士会会長声明 (甲A第715号証)

上記(5)、(6)、(7)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(10) 2023年3月8日熊本県弁護士会会長声明 (甲A第716号証)

上記(5)、(6)、(7)、(9)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(11) 2023年3月8日香川県弁護士会会長声明 (甲A第717号証)

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(12) 2023年3月8日山梨県弁護士会会長声明 (甲A第718号証)

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求めるもの。

(13) 2023年3月13日愛媛県弁護士会会長声明 (甲A第719号証)

セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向や性自認にかかわらず人権が保障される社会の実現を求めるもの。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

(14) 2023年3月13日岡山弁護士会会長施地名 (甲A第720号証)

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(12)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、性的指向や性自認を理由とする差別を解消するための実効性ある法律の制定を求めるもの。

(15) 2023年3月15日福島県弁護士会会長声明 (甲A第721号証)

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性婚の法制化を即刻実現することを求めるもの。

(16) 2023年3月29日東京弁護士会会長声明 (甲A第722号証)

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求めるもの。

(17) 2023年3月30日山口県弁護士会会長声明 (甲A第723号証)

上記(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(15)同様、前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性婚の法制化を求めるほか地方自治体における同性パートナーシップ制度の制定を推進することを求めるもの。

(18) 2023年6月6日愛知県弁護士会会長声明 (甲A第724号証)

同年5月30日の名古屋地裁判決を受け、同判決の同種事件4件(同日時点)のうち名古屋地裁判決を含む3件が違憲判決という事態を真摯に受け止め、重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を速やかに解消すべく、法律上同性の者どうしの婚姻を求める立法に直ちに着手することを強く求めるもの。

(19) 2023年6月15日福岡県弁護士会会長声明 (甲A第725号証)

同年6月8日の福岡地裁判決を受け、5件中4件の判決において現状が憲法に反する旨が判断されたことになることから、同性間の婚姻制度を整

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

備しすべての人にとって平等な婚姻制度（異性カップルにおける婚姻と異なる制度ではないもの）の実現を図ることを求めるもの。

(20) 2023年6月20日鹿児島県弁護士会会長声明（甲A第726号証）

全国5地域（札幌、東京、大阪、名古屋、福岡）の裁判所での判決が出揃ったことを受け、改めて、国会及び政府に対し、上記一連の違憲判決が示す司法からの厳しいメッセージを真摯に受け止め、すべての人が平等に婚姻できるような法整備等を速やかに行うことを強く求めたもの。

(21) 2023年6月30日日本弁護士連合会会長声明（甲A第727号証）

国に対し、改めて、婚姻しようとする当事者の性別の組合せに関わりなく誰もが同一の婚姻制度を利用しうるように、法令の改正を速やかに行うことを求めるもの。

(22) 2023年7月19日熊本県弁護士会会長声明（甲A第728号証）

名古屋地裁判決及び福岡地裁判決を受け、直ちに同性間の婚姻制度の実現を求めるもの。

2 以上のとおり、各地弁護士会及び日弁連においては、各地方裁判所判決その他の情勢の変化に対応して、同性間の婚姻に係る法制度を早急に導入するよう求める会長声明等を発し続けており、その件数は増加の一途を辿っている。

第5 国会

1 国会では、2023年6月16日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が紆余曲折の末、制定された（甲A第729号証）。

同法は、五輪憲章に「性的指向を含むいかなる差別を受けない権利と自由」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

がうたわれていることもあって立法が目指されたものの与党内保守系議員の反対で意見を集約できず、最終的に2023年に至ってG7の広島開催を受けて法案提出となったが、その過程で、もともとの法案にあった「差別は許されない」という文言が「不当な差別はあってはならない」に変更され、「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」との文言も付加されるに至った。

同法は、「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念や、「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」との認識を基本理念として謳う点で(同法3条)、セクシュアルマイノリティの権利を保護するための基本的な第一歩をようやく踏み出せたものとして、肯定的な意義があると評価できる。

しかし、他方で、上記文言が付加されたことについては、与党・政府内部の根強い差別的な意識の表れと評価可能なものであって、その審議過程においては混迷を極め、手放しで評価することはできない。その問題点については、控訴審第6準備書面において詳述する。

2 こうした中、2023年6月11日に、「公益社団法人 Marriage For All Japan 結婚の自由をすべての人に」においては、参議院議員選挙に際して結婚の平等(同性婚)に関する各政党の政策・考え方を質問する公開質問状を送付、主要9政党より回答を得た(甲A第730号証)。

ここで、「同性のカップルにどのような法的保障を法制化すべきか」という質問に対しては全9政党中、自民党・国民民主党を除き公明党を含む7党が「同性間で婚姻ができるようにするべきだ」と回答した。また、「同性婚法制化(他の法的保障を含め)の検討・審議開始のタイミングを

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

「どう考えるか」という質問に対しては、自民党を除く 8 党が同性婚法制化の検討・審議を「今すぐ、なるべく早く」開始すべきと回答した。

この点自民党は、前者の質問につき、「憲法24条の記述から現行憲法は同性カップルの婚姻を想定していない」とする政府と同じ考えを取り、加えて自治体パートナーシップ制度についても、「国民の性的指向・性同一性に対する理解の増進が前提であり、その是非を含めた慎重な検討が必要」であるとの回答をしている。また後者に質問については、「まずは、性的マイノリティに関する広く正しい理解の増進が必要であると考え、社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ります」との回答をしている。

このようにみると、自民党以外の国政政党においては、(国民民主党がパートナーシップ制度の拡充・法制化に言及しているものの)基本的に同性婚の法制化には賛成であり、またかかる検討・審議開始のタイミングは今すぐ、なるべく早くすべきであると考えているということになる。

- 3 なお、立憲民主党及び社民党は、かつて一度国会に提出した同性間の婚姻を法制化するための民法の改正案(この際は、衆議院の解散によって廃案となった)を、2023年3月6日に改めて提出している(甲A第731号証)。
- 4 また日本共産党も、2023年3月29日に、婚姻平等を実現するための法案を参議院に提出した(甲A第732号証)。
- 5 以上要するに、自民党以外の国政政党においては同性カップルに対し法的な保護を与えることについては賛成なのであり、与党公明党を含め全9政党中7党が、同性婚の法制化について今すぐの検討を開始すべきと考えていることになる。

また、立憲民主党及び社民党や、日本共産党においては、複数回にわたり

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

同性間の婚姻法制化のための法律案を国会に提出している。

しかるに、政府においては依然として「現行憲法下で同性婚の制度を認めることは想定されていない」という姿勢を崩さず、岸田文雄首相も国会で同性婚に関して「社会が変わってしまう課題だ」と述べるなど、特に自民党の一部において否定的な意見が根強く存在している。令和 5 年 2 月、首相秘書官であった荒井勝喜氏による性的少数者に対する「隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」といった差別発言も大きく報道されたところであるが(甲 A 第 5 3 3 号証の 1)、自民党内においては、同性婚制度の導入に向けた検討は具体的には行われておらず、同性婚制度導入に肯定的な与党公明党との間の溝を埋めるための協議すら進んでいない状況にある(甲 A 第 7 3 3 号証)。

総じていえば、国会内において同性婚の法制化に反対しているのは自民党内の一部保守系議員のみ、という状況であり、与党公明党も含め、国会議員の多数は、同性カップルの法的な保護に対し賛成をしているといつてよい。

第 6 司法

1 本件同様に、同性間の婚姻制度の不存在が違憲として提起された国家賠償請求訴訟に対する地方裁判所レベルの近時の判決は、いずれも結論としては請求棄却ながら、判決理由中の判断として以下のような判示を行っている。

(1) 2022 年 6 月 20 日大阪地裁判決(甲 A 第 5 5 5 号証・原告控訴) :

同性間の婚姻制度の不存在について憲法 13 条、14 条、24 条のいずれにも抵触せず合憲であるとする一方で、憲法 24 条 1 項につき、同

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

項が同性間の婚姻を積極的に禁止する意味を含むものであると解すべきとまではいえず、かえって、婚姻の本質は、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として公的承認を得て共同生活を営むことにあり、誰と婚姻をするかの選択は正に個人の自己実現そのものであることからすると、同性愛者にも異性愛者と同様の婚姻又はこれに準ずる制度を認めることは、憲法の普遍的価値である個人の尊厳や多様な人々の共生の理念に沿うものでこそあれ、これに抵触するものではないこと、また、同性愛者に対して同性間で婚姻をするについての自由が憲法上保障されているとまではいえないものの、当該人的結合関係についての公認に係る利益は、その人格的尊厳に関わる重要な利益として尊重されるべきものであることを判示した。

(2) 2023年5月30日名古屋地裁判決(甲A第680号証・原告控訴) :

同性カップルは、法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することから一切排除されているのに対し、その状態を正当化するだけの具体的な反対利益は十分に観念しがたく、現状を放置することについては、もはや個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くに至っており、国会の立法裁量の範囲を超えていること、同性間の婚姻を認めない現行法上の諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないということから、憲法24条2項に違反すること、同性愛者にとって同性との婚姻が認められないということは婚姻が認められないのと同義であって、自ら選択する余地のない事柄である性的指向を理由とする別異取扱いであり、憲法24条2項に違反すると同時に憲法14条1項にも違反することを判示した。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

(3) 2023年6月8日福岡地裁判決(甲A第681号証・原告控訴) :

婚姻制度の実態や婚姻制度に対する社会通念が変遷し、同性婚に対する国民の理解が相当程度浸透していることもふまえると、同性カップルが婚姻制度によって得られる利益を一切認めず、自分が選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない現行法上の諸規定は、**憲法24条2項に違反する状態である**と判示した。

このうち、上記(2)の名古屋地裁判決及び(3)の福岡地裁判決においては、同性間の婚姻に係る制度の不存在という現状が憲法に違反するものであることは肯定されており、また、上記(1)の大阪地裁判決においても、同性カップルにおける人的結合関係についての公認に係る利益はその人格的尊厳に関わる重要な利益として尊重されるべきであることが認められている。

同性間の婚姻制度の速やかな導入は、憲法上の価値の実現のために喫緊の要請であるという理解が、いずれの判決においてもその大前提となっているというべきであろう。

2 2022年9月30日、日本人男性と海外で結婚したアメリカ国籍の男性が、日本国内で長期の在留資格が認められないのは不当だとして国を被告として訴えた東京地方裁判所における裁判の判決で、外国人どうしの同性カップルであれば『特定活動』という在留資格が与えられるのに、外国人と日本人のカップルだと認められないのは、法の下での平等を定めた憲法の趣旨に反するとして、「特定活動」の在留資格を認めるべきであったとの判断が下された(甲A第734号証)。

上記判決に対しては原告側より控訴がされたが、控訴審判決の下される前に、日本政府は上記地裁判決を受け、同事件控訴人らの同性間パートナー関係に基づき、「特定活動」の在留資格を付与した(甲A第735号

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

証)。

- 3 上記のとおり、各地の裁判所は、直近の時期においては、程度の差こそあれ、性的少数者の権利擁護や同性カップルの法的保護の必要性が高いことを前提とした判断を下し続けており、この方向性に反する判断は見当たらない。

第7 諸外国の動き

- 1 近時、以下の国家で、同性間の婚姻に係る法制度が導入された。
 - (1) キューバ (甲A第564号証)
 - (2) スロベニア (甲A第563号証)
 - (3) アンドラ公国 (甲A第736号証)
 - (4) エストニア (甲A第737号証)
- 2 このように同性間の婚姻に係る法制度導入の流れについては止まるところなく続いており、現在までに同性婚制度を導入した国の数は、35カ国である (甲A第737号証)。

2023年5月19日から広島においてG7サミットが開かれたが、これまで何度も述べているとおり、G7諸国の中で、同性カップルの法的地位を保障するための制度を導入していないのは、日本のみである。こうした状況の中で、性的少数者の権利を守る法整備を促す岸田首相あての書簡を、日本を除くG7とEUの駐日大使が連名で取りまとめたとの報道もされている (甲A第738号証)。

性的少数者の人権擁護や同性カップルの地位の法的保護に関し、日本は国際的潮流から取り残されており、そしてそのことは、国会においても既に十分過ぎるほど認識されていることなのである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

第 8 まとめ

このように、同性婚制度は、既に国民の多数が賛成しているほか、国会においても与党である公明党を含めほとんどの政党が賛成しているのであり、日本で同性婚制度が導入されない最大にしてほぼ唯一の原因は、政権最大与党である自由民主党の一部保守系議員らの強硬な反対に求めざるを得ない。こうした一部自民党議員の姿勢については、神道政治連盟や旧統一教会といった、性的少数者の人権擁護や同性婚法制化に強硬な反対姿勢を示している宗教団体と自民党議員らの関係の深さに原因があるとの指摘もあり(控訴理由書【第 5 分冊】11、37 頁参照)、民主主義が宗教との癒着によって歪められているという意味で危機的な状況にあるといっても過言ではないであろう。

甲 A 第 6 8 6 号証 (NHK 2 月世論調査)、甲 A 第 6 8 8 号証 (日経新聞社 2 月世論調査)、甲 A 第 5 6 0 号証 (産経・FNN 合同 2 月世論調査) をみればわかる通り、与党/自民党支持層内ですら同性婚への賛成は既に過半数を超えているのであり、かかる自民党の頑なな姿勢は、自民党自身の支持基盤の考え方からも遊離したものとなっているのである。

本準備書面で述べた直近の諸動向に照らしても、同性間の婚姻を認めないことが憲法 14 条及び 24 条に違反することは、国会において十分すぎるほどに明白というべきであり、かかる立法を放置して同性カップルの人権を侵害し続けることに合理性は一切認められない。

以上